

## 電力・ガス取引監視等委員会 第3回 電気の経過措置料金に関する専門会合 議事概要

1. 日 時:平成30年11月19日(月) 9:30~11:30

2. 場 所:経済産業省別館1階103・105会議室

3. 出席者:

(委員等)泉水座長、圓尾委員、大石委員、大橋委員、草薙委員、河野委員、竹内委員、武田委員、松村委員、丸山委員、大内オブザーバー、大川オブザーバー、太田オブザーバー、斉藤オブザーバー、佐藤オブザーバー、長オブザーバー、塚田オブザーバー、狭間オブザーバー、鍋島オブザーバー

(事務局)岸事務局長、都築総務課長、鎌田取引監視課長、木尾取引制度企画室長

4. 主な質疑

(1) 指定等基準その他に関する今後の検討事項(資料3、4、5)

- 三段階料金は、ナショナルミニマムおよび省エネに資する料金メニューとして設定されたものと認識しているが、近年では、核家族化により世帯あたり人数が減少している等、ライフスタイルが変化していることや、省エネ機器が普及していること、自由化の進展に伴い相対的に使用量の多いお客さまが当社の自由料金メニューあるいは新電力に移行していること等、お客さまの選択が多様化している実態を踏まえると、三段階料金を設定した1974年当時と比べると実情に合わないケースも増えてきていると考えている。
- 省エネの観点で言えば、弊社においても、例えば節電がお客さまの電気料金削減につながるメニューや外出いただくことで節電を促すようなサービスを提供するなど、お客さまニーズにお応えしつつ、省エネルギーという政策課題に適うメニューやサービスを提供している。
- 三段階料金を採用している現行の従量電灯メニューについては、大変多くのお客さまにご利用いただいていること等を踏まえ、仮に2020年4月までに経過措置適用区域の指定を受けなかった場合であっても、当面、取りやめることは考えていない。
- 料金メニューについては、お客さまのニーズをお聞きし、それにお応えすることにより、お客さまと長期的に良好な関係を引き続き維持していくことのメリットやその時々競争状況、経営環境等を総合的に勘案したうえで判断していくことになると考えている。
- 消費者団体の皆さまから福祉対策や省エネ対策の観点から現行規制メニューに関するご意見があった。以前のこの場でも発言させて頂いたが、自由化以降、我々もお客さまのお役に立てるよう、料金メニューやサービスの充実を図っている。また、現状を見ると、

多くの事業者が参入され、現行規制メニューを下回るような水準のメニューもあり、多様なサービスでお客さまが自由に選択いただける環境が整いつつあると認識している。

- 詳細は我々のエリアで経過措置が解除されることが決まってからの検討になるが、やはり事業者としてこれまでのお客さまとの長年のお付き合いは大切にしたいと考えており、皆さまから頂いたご意見、現在の厳しい競争環境も踏まえると、経過措置解除後、当面は現行の規制料金メニューである3段階料金を取り止めることは考えていない。
- 需要家の理解を得ながら経過措置の解除をスムーズに進めてほしいという立場からコメントする。資料5の2ページの2点目(事務局において各地域の需要家の方々と意見交換を行うこと)に賛成する。その意見交換の際、先ほど北陸電力や関西電力から表明のあった点は事務局において説明していただくと需要家の理解も深まるのではないかと。また、事務局からは、不当な値上げについては監視し規制していくことを説得的に説明してほしい。
- 経過措置料金を解除したあとどうなるのか。多くの消費者は経過措置料金が置かれていることは希薄であり、それが無くなる意識も非常に低い。
- 今回、資料5の2ページで触れられている各地でのコミュニケーションは非常にありがたい。消費者側から出るであろう質問・意見に対して、確定的ではないにしろある程度想定した回答は用意しておいていただきたい。
- 同じ資料の3ページ目に今後の検討事項が挙げられているが、これまでの競争研のリサーチ等も踏まえると妥当な内容と思う。他方、不安に思っている点としては、消費者からデータを取得するとなると、EPBMということがいわれているが、どうすれば正確なデータを取得できるのかを懸念している。
- 三段階料金について、長・大川オブザーバーから解除後も当面は維持していくとの今後の方向性については、消費者としては安心した。とはいえ、民間の事業者の約束に頼るのではなく、電気という公共財の重要性を考慮して、こういった視点から官民両方で担保して頂ければと考えている。必ずしも電気料金のみでということはないが、その他の方法となると他省庁も巻き込んでとなり、非常に長い時間が掛かると考えられることから、当面はこういった方針を維持して欲しい。
- 基本的に事務局の方針に賛成。
- 三段階料金について表明いただいたが、お客様の理解が無ければ廃止しないということであれば、これは当面維持されていくのだろうし、一旦この議論は打ち止めと認識した。
- 他方、この三段階料金について、福祉的な担保や省エネといった観点で議論がされているが、科学的な根拠に基づいているのは甚だ疑問。

- 料金体系が、基本料金で固定費を回収するものになっていない点は疑問がある。小売事業者には基本料金を設定せず全て従量料金の料金体系としているところもあり、小売について経過措置料金の解除を考えていくところであるため、今後できることとしては託送料金の基本料金の改革をしなければならない。今後はそちらの改革が重要になる。
- 今後の検討事項については、事務局整理に異論はない。
- 民法及び消費者法の視点から検討を深めて欲しい点としては、規制解除されて新メニューが出てきたときに、消費者の選択環境の整備が必要。特に、適正な広告・勧誘の確保という点が重要となるため、そういった点は確保して頂きたい。例えば、広告では安いと煽っているが実態はそうではなかったり、消費者が解約時に違約金が課されることが書類に小さく記載されていて意識しないままに拘束されない等ということを懸念している。
- 競争の持続性にも関連する点だが、セット割などで契約も複雑化している。消費者は契約による将来への影響を楽観視する等の傾向もあるため、複雑な違約金に縛られ契約から抜けにくくなる等のことが横行しないように注意して頂きたい。
- 価格の改定については、民法上の約款の変更に該当するため、民法上の不当な契約行為とならないという観点からも整理して頂きたい。
- 基本的に事務局の整理に賛成。
- 需要家の視点は重要だが、電力会社側からすると、本当に需要家にあったメニューとは何なのかは検討して頂きたい。
- 消費者の様々な要望に対して、丁寧に説明いただき有難い。またオブザーバーからも消費者の状況に配慮してという発言もあったことは有難い。
- 他方、消費者の不安がどこにあるのかというのは丁寧に見ていただきたい。
- また、松村委員の御発言にあったとおり、三段階料金については、本当に福祉的な効果や省エネに資するのかは、しっかりと検証していく必要があると考えている。第一段階にある消費者の状況がもう少しわかるような調査をお願いしたい。
- 電力の自由化に当たっては、消費者が選びたい電力メニューを選べるようになるという側面もあったはずであり、経過措置料金が解除されて競争圧力が弱まるようでは消費者の選択も損なわれ、そのようなことがあってはならない。
- 事務局の整理に異論はない。
- 三段階料金については、自由化市場において民間企業の経済合理性に反する料金をいつまで続けていくのか。そのような料金は株主に対してどのように説明するのかという問題もある。

- 個々の企業の取組みで消費者の理解を得ることは難しい。企業側に説明責任が移ってしまうことは問題であり、政府側からも自由化を前提とした周知・広報はして欲しい。
  - 多様なメニューについては、消費者の側からもどういったメニューが欲しいのか、責任をもって発信していくべき。
- 
- 事務局の整理に基本的に賛成。その上で数点コメントする。
  - 旧一電側や競争者について市場シェアが考慮事項の中に入っている。この点、競争者は個社のシェアは小さくともbalancingグループとしてみれば有効な競争単位になる可能性もあり、シェアをbalancingグループとして評価し得る場合があるのではないか。
  - ヨーロッパのエネルギー企業の企業結合審査事例を見ていると、長期契約がどの程度浸透しているのかという点や、dual fuel(他の財との同時供給。電力・ガスの組み合わせもあるが、それ以外の財との組み合わせもあり得る。)という点も検討されている。後者は、他の財とのバンドルで事実上長期契約になっていないかという観点。これらの点は市場シェアには現れない事項であり、定性的な検討が必要。
  - 2007年のEUの電力市場のセクター調査では、欧州委員会は次の3点に注目している。第一に、卸市場における約定(上位3社がどれほどの頻度でプライスセッターになっているか。)、第二に、中長期的な発電能力の削減動向、第三に、卸市場の透明性。これらも重要な要素ではないか。
  - 以上の点は、今後の検討事項の項目中で検討できるものはそれでよいし、含まれない項目であれば、加える必要があるのではないか。
- 
- 資料5の3ページ目について、事務局に質問。
  - 競争者が利用可能な供給余力の状況とあるが、具体的にどういう数値を見るのか。現在行っている供給余力の想定とどう重なってどう重ならないのか。
  - 事後監視の在り方については、現在も監視しているが、指定が解除された後、どういったデータを貰い、見る観点はどのように変わるのか。
  - また、会社が利益の最大化をしていないとき(例えば発電部門が他に売れば利潤を最大化できるにも関わらず小売部門に売っている場合)に、どの程度株主代表訴訟の問題になるのか。
- 
- 株主代表訴訟の点は、従前そのようにしていたからと発電部門から小売部門に対する内部取引に固執していた場合、その合理性が説明できないのであれば、当然、株主・投資家から厳しく追及されるだろう。しかし、個々の事項が追及されるというわけではなく、短期的利潤は最大化されていないものの会社としてのレピュテーション等の長期的観点からそういった経営判断を行っているという説明もあり得る。

- 規制料金が解除されたとき、標準価格が判らなくなるということも懸念している。環境面については、ESG 投資等の文脈で配慮されたメニューが提供されていくことが期待されるが、標準価格は何らかの形で残して欲しい。
- 資料 4 のノルウェーの事例では、当局が価格比較サイト等を運営しているということで、こういった情報提供があり得るのかどうか、事務局にお伺いしたい。
- 株主代表訴訟のリスクがあるからという理由付けが悪用されているというのが電力システム改革では懸念される。代表訴訟のリスクの議論は安直に受け入れるべきではなく、具体的にそのような懸念があるのか慎重に検証する必要がある。株主代表訴訟で負けるというのはよっぽどなことであり、基本的に経営判断が尊重される。また、短期的に価格を上げて市場支配力を行使するような行為の方が問題となる。
- 代表訴訟に焦点が当てられているが、きちんとした投資回収が出来ない企業に投資家が投資を行うかという趣旨についてコメントをした。狭い範囲の議論ではない。
- 株主代表訴訟の点は、訴訟に負けるリスクよりも、代表訴訟が起こされること自体を懸念しているのではないか。
- 三段階料金を維持して頂くという発言があったが、低圧電力についても現状と同様なメニューを維持していただけるのか。
- 公衆街路灯や農事用電力といったメニューについてはどういった検討状況か教えていただきたい。
- 電力会社としては顧客との良好な信頼関係を維持していきたいと考えているが、その時々競争状況を勘案しての総合的な経営判断であり、2020 年ということ言えば当面ということ。
- 省エネ等については、いろいろなメニューも用意している。
- その他のメニューについても基本的には考え方は同じだが、総合的な経営判断となる状況もある。
- 政策課題の解決策は時代に応じて変化していくもの。三段階料金メニューが設定された 1974 年は自由化前であり、自由化の下では様々な方法で担保していくべき側面もあると考えている。

(2) 指定等基準に関する検討①(競争の持続的確保)(資料6、7)

- 電源アクセスについては資料6の4ページにあるとおり、新規参入者は常時 BU とスポット市場の両方から選択可能という状況もあるため、ベースロード市場の導入を踏まえて現在の取組がどう変わっていくべきかも検討に加える必要がある。
- 他方、昨今の市場取引量の増加は、間接オークションの制度変更によって増加している部分も多いが、これは電発電源の切出し等とは異なり市場に供出される電源が増えたというわけではなく、この点は差引いて検討する必要がある。
- テキサス州については、市場支配力軽減計画を事業者に提出させるということだが、自社の電源を売却することも事業者に対して自律的に検討させるものであり、慎重な設計が必要だが、わが国でも検討に値するものと考えられる。
- 先渡し活性化については、リスクヘッジにおいて重要であり、当局においては検討して頂きたい。
- 事後監視について、厳格に行うことは重要だが、どのようなデータが監視等委員会に示させるべきなのかを予め示すことが重要であり、業務改善勧告等の手続の迅速化も検討して頂きたい。
  
- 事務局の整理について、正しい整理がなされており、説明も十分にされたと理解している。
- 問題は何なのかを整理する必要がある。第一の問題は、発電市場が本当に競争的なのか。これだけ各エリアで発電設備を旧一電が抱え込んでいる、本当に発電市場が競争的かを問うていく必要がある。もう一つの問題として、仮に発電市場が競争的でなかったとしても、それを梃子にして小売市場の競争を支配することはさせないという問題がある。
- 前者については、発電所の強制売却というのは私的財産権の問題があるため困難だとしても、電発電源の切出しにはそのような問題はない。そのような中、発電市場を競争的にするための措置としての電発電源の切出しがごく僅かしか進んでいないことは問題。
- 後者については、発電部門として電気をより高く買ってくれる事業者に電気を売るべき。
- 内部補助を問題とする論に対して、電源投資のインセンティブに配慮すべきとの反論がされることがあるが、内部補助の文脈で適切な議論であるかは疑問。確かに電源投資のインセンティブへの配慮は必要だが、それは容量市場の制度設計などで考えていくべき問題。内部補助の問題は、発電部門は発電部門として稼ぐべき、発電市場の利益を小売市場に投入することで小売市場を支配すべきでないとの論であり、小売部門から発電部門に投入されるわけではなく、電源投資のインセンティブにつなげる議論は理解できない。

- 指定解除を検討するにあたって、今までの取組を振り返ることが重要。非対称規制はこれだけではない。横串を差してこれまでの取組を評価していくというのは重要。これまでの取組の全体を見た場合、規制を新たにかけるならこれまでの規制を外してよい部分もあるのではないか。
- 競争政策の観点からは、構造的措置が望ましい措置と考えられるものの、それが出来ないのであれば行為規制ということになるが、行為規制はサンセット条項があったとしてもズルズルいってしまうため、上手く対応して欲しい。
- 発電市場の市場支配力を梃子にして小売市場を支配することを防ぐという観点からコメント。
- 英国の事例は興味深いため、もう少し深掘してもいいのではないか。
- 中長期市場の活性化が重要であり、先渡が活性化していないことは課題。事業者からすると、2~3ヶ月であれば利用しやすいが、それを越えた長期の商品となると、燃料費のヘッジ手段として問題が出てくる。例えば、発電と小売の双方が燃料費をヘッジできるような相対契約が出てくれば、もう少し中長期の市場も活性化するのではないか。
- 解除基準の販売シェアを見るだけでなく、例えば、販売電力量に占める長期契約の割合というのも指標とすることを検討して欲しい。競争事業者の電力調達が長期契約となれば事業の長期継続性の観点からも意義が大きく、持続的な競争も可能となるため検討して頂きたい。
- BL 市場については、イコールフットイングの第一歩として非常に期待している。BL 市場の価格が確認されることで、旧一電の小売価格との整合性を確認されるのではないか。BL の市場の監視については、難しいかもしれないが、価格の比較については定量的な基準を定めて監視していくことで実効性があがるのではないか。
- 発電部門から小売部門への内部補助は非常に難しいが、そんなことやっている事業者にはなぜ投資されるのか、そもそもそんな投資判断が全く理解できない。そもそも内部補助というのがどういう風に存在して、どういう整理でやっているのかは徹底的に確認する必要がある。
- これまでの取り組みを横串で評価すべきとのコメントに賛同。今ある取組を網羅的にみて理屈に合わない行動があれば、徹底的に洗っていかなければならない。長期で売り先を確保したいために長期契約を行っているとするれば、それは事業者にとっては当然の経済的なメリットであり、そういった事情も含めて考えていく必要がある。。

- 消費者は電源アクセスの歪な構造に気づいており、実効的な対策を要望する。自由化後の市場を民間だけに任せるのではなく、官も含めてこの事業を育てていくといった観点から取り組んでほしい。
- 22 ページの整理は、まさにこの通りの論点を検討していく必要がある。
- 電源アクセスのイコールフットイングは、突き詰めていけば発電小売のそれぞれの利潤最大化を行っていくことに尽きるのだと思う。電力市場と資本市場の対話をずっと見ているが、最近ある電力会社から、発電と小売がそれぞれの利潤最大化を求めていくという方針が示された。こういった考え方の会社は少数派ではあるが、そうすると、この会社は資本市場に対しても発電小売それぞれで利潤最大化が行うことが会社全体の利益になることについて説明責任を求められることになる。今後は、資本市場からも、どのように利潤最大化を考えているのかということも説明が必要になっていくのではないかと。
- 燃料費については、そもそも燃料費の変動リスクを誰が負担すべきなのかの整理が必要。電力業界では燃料費の上下とも消費者が負うのが当たり前になっているが、他の事業では消費者ではなく、製造又は販売のところで負っているのが普通である。
- 電源開発の切出しが進んでいないことは本当に問題。規制下で一般電気事業者と卸電気事業者しか取引できなかった時代の契約であり、民衆の契約だからと言ってそのまま継続してよいのかは考え直す必要がある。
- BL 市場が機能することは非常に期待している。BL の供出量の算定式が示されているが、総需要の中にはオール電化等実質的に競争できないような部分もあるため、その分母は実際にはもっと小さいと考えられるのではないかと。
- イーレックス同様で、厳しく監視していただきたい。実際の小売料金にたいしては非常に影響があるため、しっかり監視して頂きたい。
- 発電小売がそれぞれ利潤最大化しても、HD として株式を上場しているのであり、全体の利潤最大化にならず投資家の投資も得られないのではないかと。HD が上場しているのだからその全体の利益の最大化が必要となり、それこそ内部補助が行われるのではないかと。
- 先ほど言及した会社の考え方としては、発電部門と小売部門のそれぞれでの利潤最大化により、全体としての利潤が最大化されるという考え方に立っているということ。
- 旧一電としては、電源アクセスについては資料で挙がっている各取り組みの中でしっかりと対応してきており、今後も取り組んでいく。ベースロード市場で解決される可能性もあり、この市場が機能するようにしっかりと取り組んでいく。



- 複数の委員から指摘があったとおり、これまでの取組もしっかりと評価して欲しい。